令和８年度
「まーさん市場」開催に係る業務委託
企画提案募集要領

１　実施目的

県産食肉・鶏卵・牛乳及び食肉加工品等（以下、ま～さんブランド）の消費を促進・拡大するため、「おきなわ花と食のフェスティバル 2027」にて「まーさん市場」を開催し、県産食肉等の消費促進を図ることで、県内畜産の生産振興およびま～さんブランドの周知を図ることを目的とする。

その推進にあたっては、民間企業等へ委託し、そのノウハウを活用して、県民へ広くＰＲする。

２　委託業務の概要

（１）委託業務名：令和８年度「まーさん市場」開催にかかる業務委託
（２）委 託 内 容：別添令和８年度「まーさん市場」開催に係る業務委託仕様書のとおり
（３）委　託　費：６５０万円（税込）を上限とする

３　委託期間

委託締結の日から令和９年２月２８日まで（予定）

４　参加申込について

企画コンペに参加したい提案者は、参加申込書【様式１】、企画提案書（任意様式）を提出すること。

（１）提出方法

① 参加申込書：FAX または電子メール（ ma-sanichiba@ma-san.jp ）

② 企画提案書：持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る）

（２）提出期限

① 参加申込書：令和８年 12 月７日（月）17 時必着

② 企画提案書：令和８年 12 月 11 日（金）17 時必着

（３）その他留意事項

① 企画提案書については、Ａ４版とし、ページ番号を付すこと。
縦・横は自由とする。

② 提出した提案書、プレゼンテーション配付資料に基づき説明すること。

③ 当日の追加資料は認めない。

④ 企画提案書提出部数：２０部（１部原本とし、他はコピー可）

⑤ 〃 提出場所：（公財）沖縄県畜産振興公社 事業班

５ 企画コンペティションについて

（１）日 時：**令和８年 12 月 17 日（木）１４：００～（予定）**

（２）場 所：沖縄畜産振興支援センター４階会議室

（３）内 容 等：説明会はコンペ方式で実施し、説明時間は各１０分とし、
質疑応答は５分とする

（４）説明方法：ペーパー資料（パワーポイント可とするが資料は必須）

（５）結果通知：企画採択の結果については、文書等にて通知する。
なお、結果についての異議申し立ては一切受理しない。

６ 質疑と回答

（１）受付期間：公募開始日から**令和８年 12 月 11 日（金）17 時まで**

（２）質疑方法：別添の質問票を電子メールにて提出すること
なお、電話等での質問は受け付けない。

① 件名は【令和８年度「まーさん市場」 業務委託に関する質問】とすること。

② 質問者の会社名、氏名、電話・ＦＡＸ番号および電子メールアドレスを記載すること。

（３）回答方法：質問者へ電子メールにて回答する。
ＨＰ公表にて回答する。

７ 日程

12 月 7 日（月）17：00	参加申込書提出〆切
12 月 11 日（金）17：00	質疑〆切
12 月 11 日（金）17：00	企画提案書提出〆切
12 月 17 日（木）14：00	企画提案審査会（予定）

８　その他

（１）以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア　提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ　本募集要領に違反と認められる場合

エ　担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ　その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

（２）書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（３）提出された企画提案書等について、後日、沖縄県畜産振興公社から疑義照会（ヒアリング）を行う場合がある。

（４）提出書類等の作成等に要する経費は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

（５）提出された企画提案書、審査内容及び審査過程については公表しない。

（６）メールを送信した場合は、必ず電話にて受信確認を行うこと。

（７）契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第２項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（８）事業の実施にあたっては、公社と実施内容を随時協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。

（９）１事業者（共同企業体）あたり、提案書は１件とする。

（※）契約保証金について（抄出）

（契約保証金）

第 101 条　令第 167 条の 16 第１項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

２　前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

（１）　契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２）　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

（３）　契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した２以上の契約を全て誠実に履行し、

かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
（４） 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
（５） 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
（６） 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
（７） 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
（８） 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
（９） 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
(10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
(11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
(12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。